

# 那珂市いじめ防止基本方針

那珂市教育委員会  
平成26年6月策定  
平成30年3月改定

はじめに

本市では、いじめ問題の克服に向けて、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等の活動を総合的かつ効果的に推進するため、「那珂市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を策定する。

本市は今後、「市の基本方針」に基づき、学校、地域住民、家庭その他の関係者と協力して、いじめの問題に対し、その克服に向けて取り組むこととする。

## I いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

### 1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（法第2条第1項）をいう。

なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

### 2 那珂市の基本的な考え方

#### (1) 方針策定の意義

いじめは、どの学校の児童生徒にも起こりうるものであり、いじめによって児童生徒の生命や身体に重大な危険が及ぶ事態が発生する恐れがある。

いじめから一人でも多くの児童生徒を救うため「いじめは絶対に許さない」との意識を持ち、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要である。いじめの問題は、学校を含めた地域社会全体における課題である。

地域社会総がかりでいじめ問題に対峙するため、「市の基本方針」をもとに体制を整備し、各機関と連携し、地域社会全体で児童生徒を見守ることが重要である。

#### (2) 基本理念

##### ア いじめの当事者

いじめの当事者とは、「被害者」「加害者」はもちろん、周囲ではやし立て面白がって見ている「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」も含まれることになり、結果的にはいじめを助長し深刻化させる存在としてとらえる必要がある。

## イ いじめの態様

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## ウ いじめの認知

いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈せず、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、積極的にいじめを認知する。その場合、いじめを受けた児童生徒の生命や心身の保護を第一とし、市、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、その対応に全力で取り組むことが重要である。

### (3) 基本姿勢

ア 児童生徒の豊かな心を育み、いじめの未然防止に努める。

イ いじめの早期発見に努め、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

ウ いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、組織的な対応を行う。

エ より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるように、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

オ 十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携を図る。

## II 那珂市の取組

### 1 「那珂市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体が情報共有及び連携を図るため、学校、市教育委員会、市こども課、市教育支援センター、警察等の関係行政機関等により構成される「那珂市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

なお、この設置に関し必要な事項については、別に定める。

連絡協議会は、必要に応じて、市内小中学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、市内小中学校へ情報提供や助言を行う。

## 2 「那珂市いじめ調査委員会」の設置

市内小中学校におけるいじめの重大事態（※1）への対処又は同種の事態の発生防止のため、法第28条第1項の規定に基づき、いじめの調査を行う組織として、「那珂市いじめ調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置する。

なお、この設置に関し必要な事項については、別に定める。

いじめにより重大事態が発生した場合、調査委員会は市教育委員会の要請に応じ、その事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を市教育委員会に報告する。

### ※1 いじめの重大事態（法第28条第1項の規定）

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合（年間30日を目安。一定期間連続して欠席をしている場合などは、迅速に調査に着手する。）

## 3 「那珂市いじめ再調査委員会」の設置

市内小中学校におけるいじめの重大事態の再調査を行うため、法第30条第2項の規定に基づき、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者によって構成される「那珂市いじめ再調査委員会」（以下「再調査委員会」という。）を設置する。

なお、この設置に関し必要な事項については、別に定める。

重大事態が起きた場合、市教育委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態の調査を行い、市長に報告する。当該報告の結果、市長が再調査の必要を認めた場合、再調査委員会は、学校や市教育委員会による調査の結果についての調査を行う。

また、市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

## 4 教職員研修等の充実

いじめ問題の現状や未然防止、早期発見、早期対応に向けた具体的な取組について理解を深めるなど教職員の資質の向上を図るため、市教育委員会主催で実施する「教務主任研修会」、「特別支援教育研修会」、「生徒指導研修会」等の教職員研修を充実させる。

## 5 状況の調査と把握

いじめの早期発見、早期対応につなげる重要施策として、市教育委員会は年4回の「いじめ調査」を行い、市内各小中学校の実態把握に努める。また、調査によって把握した事案に対して、市教育委員会が継続的な聞き取り、追加調査等により、日常的に注意深く観察するなどの取組の指導助言を行う。

## 6 教育支援センターとの連携

市内小中学校は、市教育支援センターが保有する支援機能を活用し、「適応指導教室 ひまわり」及び、市内全ての中学校に配置している「心の教室相談員」をいじめ問題への対応と未然防止に活用する。

## 7 小中一貫教育における生徒指導体制の充実

那珂市小中一貫教育の特質を生かし、各中学校区ごとに共通理解を図り、具体的で特色のある施策を推進することにより、9年間にわたる一貫した生徒指導体制を構築する。

## 8 豊かな心の育成の推進

学校はもとより地域社会全体で児童生徒の豊かな心を育む活動を推進することにより、いじめの防止を図る。

## 9 インターネットを通じて行われるいじめの問題への取組

インターネットを通じて行われるいじめ防止に向け、児童生徒及び保護者に対して、県メディア教育指導員等を活用した研修会を各小中学校で開催するなど、インターネットの利便性と危険性について啓発活動を実施する。

また、保護者が子供と一緒に通信機器等の安全な使い方を考えたり、話し合ったりすることを奨励していく。

## 10 「市の基本方針」等の周知徹底

法や「市の基本方針」の内容を、学校、保護者、地域住民等に周知し、それぞれの役割について理解を深めることを通して、いじめ防止等に向けた地域社会全体の教育力の向上を図る。

また、国や県の通知や調査結果をはじめ、最新のいじめの問題に関する情報を積極的に収集し、適宜学校へ周知することで、学校のいじめの問題に対する取組を推進する。

## 11 市内小中学校に対する取組

### (1) 学校のいじめに関する取組状況の点検

いじめに関する学校の取組状況を調査、把握し、それらの取組が当該学校や地域の実情に応じて機能しているかを点検するとともに、必要に応じて指導と助言を行う。

### (2) 市教育支援センターのカウンセラー等の派遣

いじめの早期発見、早期対応及びいじめに対する措置として、市教育支援センターのカウンセラーなど心理等に関する知識を有し、いじめ防止を含む教育相談ができる者を学校に派遣し、いじめ問題への対応と児童生徒の心のケアに努める。

### (3) 状況の調査と把握

学校からいじめ発生の報告を受けた場合、学校と連携して状況を把握する。いじめにより重大事態が発生した場合、調査の主体が学校か学校の設置者かの判断をし、学

校と調査委員会が連携して調査や分析等を行う。

### Ⅲ 学校の取組

#### 1 いじめへの対応

##### (1) 「学校の基本方針」の策定

学校は、法第13条の規定に基づき、いじめの防止等について、基本的な考え方や取組の内容等を盛り込んだ「学校の基本方針」を策定する。

##### (2) 「いじめの防止等の対策のための組織」の設置

学校は、いじめの防止等に関する対応を効果的に行うため、法第22条の規定により校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭その他必要なメンバーにより構成する「いじめ防止等の対策のための組織」を設置する。

この組織は、学校が組織的にいじめ問題に取り組むにあたっての中核となり、以下の役割を担う。

ア 「学校の基本方針」に基づく取組の実施や、具体的な年間指導計画の作成、実行検証及び修正を行う。

イ いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談があった場合、速やかにこの組織の「臨時会」を開き、情報の共有と関係児童生徒への事実関係の聴取を行い、いじめであるかどうかの判断をする。

ウ いじめが発生した場合、いじめに関する指導や支援の体制、対応方針を決定する。

エ いじめへの対応等の取組状況を把握し、その効果や成果について、ケースごとに検証を行い、「学校の基本方針」及びそれに基づくいじめの防止等の取組について改善を図る。

オ 地域にいじめの目撃情報などの提供を呼びかけ、連絡を受けた場合、速やかに対応する。

カ 児童生徒及び保護者からのいじめの相談や連絡を受け付ける体制を整備する。

キ 重大事態が起きた場合、市教育委員会と連携し、収束に向け速やかに対応する。

#### 2 いじめの防止等に関する措置

##### (1) 未然防止

学校は、児童生徒の豊かな心の育成と規範意識の向上、人間関係形成力の向上がいじめを未然に防ぐことにつながるという観点から、道徳教育や体験活動等の充実を図るとともに、全ての教育活動を通して社会性の育成に努める。

##### ア 授業及び学級活動等

授業及び学級活動等においては、自分と友人を尊重した適切な言動が醸成されるような活動を通して、いじめに向かわない個人や集団の態度、より良く自己を伸ばす能力を育成する。

##### イ 特別活動等

児童会活動、生徒会活動、学校行事及び部活動等においては、全ての児童生徒が

活躍できる場面や役割を可能な限り設定し、児童生徒が相互に認め合える体験を持つことによって、自己有用感を高める。

また、体験活動やボランティア活動等を通し、思いやりの心と規範意識を高める。

#### ウ 教育相談と個別面談

いじめの問題が深刻化する前に、いじめを認知し適切な対応がとれるよう、日頃から児童生徒と接する機会を多く持ち、児童生徒が教職員と相談しやすい関係を構築する。

また、定期的な個別面談においても、当該児童生徒に限らず、他の児童生徒のいじめ被害についても確認する。また、必要に応じてカウンセラー等を活用できる他機関との連携体制を整えておく。

#### エ インターネットを通じて行われるいじめ

インターネットを通じて行われるいじめについては、発見がしにくいいため、児童生徒から定期的に情報を収集し、その把握に努める。

また、インターネットの使用について、児童生徒が自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

### (2) 早期発見

学校は、いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも起こりうるという共通認識の下、全ての教育活動を通じて、職員一丸となってその把握に努める。ささいな兆候も見逃さず、早い段階から個別の声かけや相談等の関わりを持ち、状況の把握を行う。

#### ア アンケート調査

アンケート調査を定期的に行い、いじめの早期発見に努める。学校内外を問わず、起こったいじめを記入させる。また、自分や自分の身の回りで起きているいじめについても記入させ、いじめが疑わしい状況があれば記入するよう指導する。

#### イ 保護者との連携

学校での児童生徒の様子や学校の取組を、必要に応じて家庭に連絡するなど、保護者との連携を密にすることによって児童生徒の変化をいち早く察知できるようにするとともに、保護者と学校との良好な関係づくりに努める。

#### ウ 相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室や相談室の利用のほか、電話やメール等による相談窓口など、複数の相談窓口を児童生徒や保護者へ周知する。

### (3) いじめに対する措置

学校は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合、速やかに学校いじめ防止等の対策のための組織に報告し、以下について組織的な対応を行う。学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ防止等の対策のための組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反しうる。

#### ア 実態の把握

関係する児童生徒から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。

必要に応じて、専門機関等と連携し対応を図るとともに、把握した事実を市教育委員会に速やかに報告する。

#### イ 被害児童生徒の保護

いじめを確認した場合、被害児童生徒の安全確保を第一とし、徹底して守り通すとともに、被害児童生徒の心のケアに努める。また、被害児童生徒の保護者へ状況の説明を行うとともに、心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

#### ウ 加害児童生徒への対応

加害児童生徒に対しては、毅然とした姿勢で指導を行い、いじめを繰り返させないよう支援する。

また、加害児童生徒の保護者へ連絡を取り、状況の説明とともに、被害児童生徒やその保護者への対応に関して助言を行う等、関係機関と協力して対応する。

#### エ いじめが解消している状態の判断

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはしない。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があり、また、他の事情も勘案して判断する。

##### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月程度の期間継続していること。

##### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及び保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

#### オ 重大事態の調査と報告

重大事態が発生した場合、いつ、誰から、どのようないじめがあったか、その背景や人間関係及び、学校・教職員の対応等の事実関係を詳細に調査する。

その調査結果は、市教育委員会を通じて市長へ報告する。その調査結果をもとに、再調査の必要が認められた場合、学校は再調査を行う組織に資料を提供するとともに、再調査の結果や助言を重んじ、再発防止に取り組む。

#### カ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネット上で書き込みによるいじめが発生した場合、速やかに該当する情報を削除させる等の指導や手だてを講じる。

また、他のいじめ同様保護者への説明及び協力依頼を行い、再発防止に努める。

### 3 関係機関等との連携

#### (1) 保護者

学校は、児童生徒の状況を的確に把握するため、日頃から保護者と連絡を取り合う。いじめが起こった場合は、被害児童生徒と加害児童生徒それぞれの保護者に連絡し、連携して適切な対応を行う。

## (2) 地域

学校は、校外における児童生徒の状況を把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

## (3) 関係機関

学校は、必要に応じて、警察、児童相談所、その他の関係機関に相談する。

なお、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報する。

## (4) 学校以外の団体等

学校は、塾や社会教育関係団体等、学校以外の場で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者と連携して対応する。

## (5) その他

いじめに関係する児童生徒が複数の学校に及ぶ等の場合、関係する学校が連携して対応する。

## 4 教職員研修の充実

### (1) 研修会の実施

学校は、実践的研修を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に向けた技能の習得、向上を図る。

### (2) 組織的対応

学校は、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識の下、事例検討を通して、いじめの具体的な対応方法の共通理解を深め、いじめの再発防止に努める。

### (3) インターネットによるいじめ対応

学校は、インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員の情報モラルへの理解を深める。

## IV 家庭の役割

子供の成長にとって、家庭教育の役割は極めて重要である。保護者が子供の教育に対する責任を自覚し、愛情を持って育てることができるよう、本市では、以下の事項について様々な機会を通して、保護者等への広報啓発活動を行い、いじめの防止等について支援する。

### 1 保護者の責務

(1) 子供の話に耳を傾け、子供のよさを認めるなど、子供の理解に努める。

(2) 学校と日頃から連絡を取り合うとともに、授業参観や学級懇談、家庭教育学級等の機会を利用しながら、子供の学校生活の把握に努める。

(3) 国及び県や市、学校や地域社会等が講じるいじめの防止等のための取組に協力する。

(4) 情報モラルの理解に努め、子供がインターネット利用の社会的ルールやマナーなど



を身に付けられるよう努める。

## 2 未然防止と早期発見

- (1) 子供を「認める」「ほめる」「しかる」ことを通して、「規範意識」を身に付けさせるように努める。
- (2) 家庭教育学級等に参加しながら、子供をどのように教育していけばよいのかについて学習に努める。
- (3) 日頃から子供との関わりを密にし、子供の変化を見逃さず、いじめの未然防止や早期発見に努める。また、いじめが疑われる場合には、事実関係を確認し、学校や専門機関に相談する。
- (4) 子供のスマートフォンやゲーム機等の使用については、家庭で約束事を決めるとともに、インターネットを通じて行われるいじめの被害を受けていないか、又は、誹謗中傷等の書き込みを行っていないかなどについての確認を定期的に行う。

## 3 早期発見に向けた取組

- (1) 子供がいじめを受けた場合、身体の安全を確保するとともに、学校と協力していじめの解消を図る。
- (2) 子供がいじめをした場合、その行為をやめさせるとともに、速やかに学校へ相談する。
- (3) 子供を通していじめの情報を把握した場合、子供のいじめとの関わりを確認するとともに、速やかに学校へ連絡、相談する。

## V 地域の役割

いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも起こりうることから、いじめの防止等のためには、地域と学校との連携が重要である。

また、大人たちが積極的に児童生徒に関わるなど、家庭や地域社会が一体となって児童生徒に関わるという連帯感が大切である。

本市では、以下の事項について、様々な機会を活用して、広く市民への周知、啓発を図る。

### 1 未然防止に向けた取組

- (1) 地域と学校とが互いの情報の共有に努め、それぞれの活動に協力したりすることを通して、積極的に連携を図る。
- (2) 地域は、青少年育成者等を活用し、児童生徒の社会性や協調性、規範意識や人を思いやる心を育てるために、地域の行事への参加を促すなど、様々な体験活動を通して、児童生徒と地域住民との交流を深める環境づくりを推進する。

### 2 早期対応に向けた取組

- (1) 地域の住民、企業従事者、商店や商業施設等の経営者等は、地域において、いじめ

又はいじめと疑われる行為を認めた場合、当該児童生徒に声かけを行う等をして様子を見るとともに、市教育委員会又は最寄りの学校へ連絡することに努める。

- (2) 民生委員・児童委員や青少年相談員等は、地域におけるいじめの発見に積極的取り組み、いじめ又はいじめと疑われる行為を認めた場合、市教育委員会及び学校と協力して対応する。

○いじめ防止等のための組織

